

【別表 1 別紙】

体育施設の一時使用（貸出）に関する留意事項

1 体育施設の使用制限

- ・体育館は「フットサル」を用途とした貸出は不可
- ・グラウンドは、設備の関係上、野球・ソフトボールの貸出は不可

2 使用の対象となる申請者・活動

（1）使用の対象となる申請者

- ・県内の小中高校
- ・県内のスポーツ関連団体
- ・他校の学生等の団体
- ・その他の法人、団体等
- ・その他理事長が認めた団体

（2）使用の対象となる活動

①教育目的の使用

- ・小中高校生の活動
(学校のクラブ活動、スポーツ少年団の活動、スポーツ関連団体の活動)
- ・夢が丘団地の子ども会活動
- ・他大学の学生サークル活動

②使用の対象となるその他の活動

- ・夢が丘団地の自治会活動
- ・理事長が特に必要と認めた場合（(例) 保育園の運動会）

（3）使用の対象外の例

- ・個人が運営する任意団体や組織が不明確な団体
- ・社会人を対象とする利用(個人一人の利用も含む)及び企業への貸出

3 優先順位・使用料の特例

- ・学外者への貸出決定後に、本学の教職員・学生から使用申し込みがあった場合、体育施設使用規程第5条に基づき本学の教職員・学生の使用が優先されることとなり、貸出決定を取り消す場合があるが、可能な限り調整を行うこととする。
- ・雨天時の対応のため、同一日にグラウンドと体育館の双方の予約を希望する場合、他の予約がなければ両方の予約を認めることとする。ただし、使用料については、雨天の場合は使用した体育館分のみ徴収し、晴天の場合はグラウンド分と体育館分を両方徴収することとする。

4 使用申し込み等

(1) 申し込む場合（届出書の提出）

- ・ 体育施設を使用しようとする団体又は法人等（以下「団体等」という。）は、事前に「公立大学法人三重県立看護大学体育施設使用に係る届出書（様式1）」（以下「届出書」という。）を提出するものとする。なお、当該届出書には、以下の資料を添付するものとする。

【全ての団体等】

定款、規約又はこれに類するもの（設立目的や活動内容が分かるもの）

【構成員から会費などを徴収している団体等】

収支計算書、予算書又はこれに類するもの

- ・ 上記の届出書により登録した内容に変更が生じた場合は、団体等は速やかに「公立大学法人三重県立看護大学体育施設使用に係る変更届（様式2）」を提出するものとする。

(2) 申し込み手順等

- ・ 体育施設の予約期間は、原則として使用希望日の1か月前から7日前までとする。
（例：使用希望日が5月20日の場合、4月20日から予約を受け付ける）。
- ・ 予約の確定は、団体等が来学のうえ公立大学法人三重県立看護大学体育施設使用規程第6条で定める「体育施設使用願」を提出した後となる。なお、電話の問い合わせ時点で空いていても、体育施設使用願が提出されるまでは予約は確定しない。
- ・ 団体等から「体育施設使用願」が提出された際に、「公立大学法人三重県立看護大学体育施設使用に係る報告書（様式3）」（以下「報告書」という。）及び「注意とお願い」を手交する。
- ・ 団体等は、体育施設使用后、直ちに当該報告書を提出するものとする。
- ・ 本学は報告書をもって使用料を計算し、「体育施設使用料内訳書（様式4）」を作成する。
- ・ 本学は当該月分の使用料を集計のうえ、翌月5日までに「請求書（様式5）」を団体等へ送付する。納付期限は、翌月末までとする。
- ・ 使用料の未納が発生している団体等に対しては、体育施設の使用を許可しない。